

移動等円滑化取組計画書

令和7年6月16日

住 所 富山県富山市桜町1丁目1-36

事業者名 富山地方鉄道株式会社

代表者名（役職名及び氏名）代表取締役社長 中田 邦彦

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

（1）旅客施設および車両等の整備に関する事項

・令和6年度は車両更新を推し進め、年度末時点でノンステップバスの導入率が70.6%に達し、ようやく7割に到達した（令和5年度末は68.5%、令和4年度末は65.1%）。

令和7年度も車齢の高齢化により車両更新を推し進める必要があるため、新造・中古問わずノンステップバスを導入し積極的に更新を行っていく。

・貸切バスについてはリフト付きバスやエレベータ付きバスは現在導入しておらず、本年度以降も費用面・資金面から導入することは困難である。次年度以降、貸切車両について更新があれば導入を検討したい。

（2）旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

①全員研修等で高齢者や聴覚障害者、身体障害者の方に対する接遇レベルの向上を図っている。ご利用いただく皆様に気持ちよくご利用いただけるよう、基本的な言葉遣いから接客に関する指導を継続して行う。

②スロープの取り扱いに関して新人運転手を中心に習熟度の向上を図っている。すべての運転手がスムーズに対応できるよう、外部研修などで取り扱いについて触れ習熟度を高める。

Ⅱ 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバス	車齢の高齢化により、車両更新を進める必要があることから令和8年度までに新造・中古問わずノンステップバスを購入できる場合は前向きに購入を検討し、ノンステップバス 10 台の導入を目指す。

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバス	病院など高齢者、障害者の方が利用される路線を中心に、移動等円滑化基準に則ったノンステップバスを可能な限り提供する。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバスの運用方法の工夫	主要な病院をつなぐ路線を中心にノンステップバスを配車している。また車いすに限らず、足腰の不自由なお客様がおられる場合には率先してスロープを出し、段差の少ないスムーズな移動ができるように補助する。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバスの運行状況の提供	とやまロケーションシステム内の運行マップ画面内にて、その車両がノンステップバスかどうか表示されるようにしている。車両運用やロケーションシステムへの情報反映を正確に行う。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員の接遇レベルの向上	添乗指導により乗務員の接客レベルの把握及びレベル向上を図る。指導が必要と判断されれば個別に教習等を行う。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバスの掲示	ノンステップバスを車体に表示し、乗車する際にわかりやすいようにする。また日本バス協会配布のポスターなども活用し、車いすやベビーカーも乗車できることを案内する。

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

・メールや電話で寄せられる苦情などがあれば、社内・全営業所で共有し改善にむけて活用する。 ・障害者の方から意見があった場合、重要な案件であれば社内の会議に諮り部内全体で対応にあたる。
--

Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
ノンステップバス	中古バスでノンステップバスを購入できる場合は前向きに購入を検討する。令和8年度までに10台の導入を目指す。	年度が進んだことによる目標の修正と見直し。 車両の老朽化が進行していることから、令和8年度までに10台を導入目標とし、引き続き車両更新を進める。

Ⅴ 計画書の公表方法

当社ホームページで掲載する。

Ⅵ その他計画に関連する事項

--

注1 Ⅳには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Ⅴには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 Ⅵには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。